



さき君
議会議員
選おめでとう

2,843票

ひびき

Vol.12

森まさき

議会報告

編集・発行

森まさき

TEL0859-39-3190

Fax0859-39-3191

〒689-3537

米子市古豊千 304

多くの方々にお支えいただき、堂々2位というご褒美まで付けて、再選を果たさせていただきました。本当にありがとうございます。初心を忘れることなく、森を支援して本当に良かったと思っただけのよう努力してまいります。

2期目のハードル

50年ぶりといわれる大激戦での米子市議会議員選挙が、投票率66・42%という低投票率で終わりました。

振り返って見ますと、「長かったようで短かったな」という感じです。

本格的に後援会活動に入ったのは3月議会終了後4月の事務所開き以降でした。多くの方々と出会い、森を知っていただく活動をひたすら行ってきました。議員となつて3年、もうちよつと森の顔をわかっていただけの方がおられるのではと思つていますが、現実には厳しく、地元を離れると森の顔はぜんぜん売れていませんでした。これでは新人のときと変わらないのではとさえ考えましたが、時に森を知っている人に出会ふと、「今回はダメだ」と断られる始末。2期目というのはこんなにも違うものかとい

うことを、身をもって体験しました。「もっと時間をかけて、あれもすれば、これもすればよかった。」と終わってから思っているしだいです。

後援会・楡の会・地元の皆様へ

厚くお礼申し上げます。

本当に多くの方々にお世話になりました。ありがとうございます。

前回森は、新人で顔も名前も知られていない中、皆様のお力だけで素晴らしい成績で当選させていただきました。

特に今回は、事務所開き以前から『楡の会』のみなさんに事務所運営を開始していただき、事務所開き以降は各自治会からも順番で、事務作業ならびに電話と大活躍をしていただきました。また、豊田支部の皆様には事務所整備から、駐車場の草刈・整理・案内、あとかた付けと大変なご協力をいただきました。この紙面を借りまして、ご協力いただきました総ての方々へ

米子市議会内会派「未来」結成

厚くお礼申し上げます。

昨年3月に旧米子市と旧淀江町が合併し、新たな歴史を刻み始めた新米子市の中で、新議会が果たさなければならぬ役割は非常に大きく、より多

様化する住民ニーズに的確に答え、課せられた責任を十分に果たして行くために、私たち議員一人一人が常に切磋琢磨し、自らの資質を磨き、政策立案能力を向上させる必要があります。

一方、議会としての意志決定のプロセスをできるだけ分かりやすくするとともに、市民参画・協働と市民自治を推進することで、新米子市をより活力にあふれたまちにしていかなければなりません。

このような認識にたつて、私たちは、各自がさまざまな市民の付託を受けているという立場を尊重し、自由に議論を行う中で、議会のチェック機能を果たし、市民にとってよりよい政策を提供するために、下記のような考え方を基本として前市議会で結成した会派（政策グループ）「未来」をさらに発展させたいと考えています。

つきましては、後援会の皆様のご指導・鞭撻をよろしくお願いいたします。

記

1. 基本理念
 - ① 常に市民の立場に立ち、議会としてのチェック機能を果たす。
 - ② 情報公開と説明責任を果たし、市民にとってよりわかりやすい市政を目指す。
 - ③ 行政および議会への市民参画・協働をよりいっそう推進し、真の市民自治を実現する。
 - ④ 勇気と信念を貫き、公平公正な社

会を実現する。

2. 運営

① この会は、“所属”ではなく、“連携”という考え方で運営し、各個質問の内容や議案に対する賛否については拘束しない。

② 会としての合意形成については課題ごとに協議することとし、基本的には構成員各自の主体性を重んじることにする。

③ 対外的に会派の名称を使用する場合は、必ず全員の合意を得る。

④ 個々人の立場を超えて政策学習に努め、学習会は会員以外にも開放する。

以上

議会運営に関する政策提言

「1」市民参画・協働の推進

行政および議会への市民参画・協働をよりいっそう推進し、真の市民自治を実現する。

1. 議会主催のシンポジウムや公開討論会の開催

定期、不定期、課題ごとに議会主催のシンポジウムや公開討論会を行い、市民から直接意見を聞き、政策に反映する。

2. 市民団体との意見交換会の開催

要望する市民団体と議会との意見交換会を開催する。

「2」開かれた議会の推進

議会の意思決定過程を明らかにすることで、市民にとってわかりやすい議会運営を行う。

1. 議会だよりの充実

議案、陳情などに対し、個々の議員の賛成・反対表明を議会だよりに掲載する。

2. インターネット利用の議会中継の実施

インターネットを利用することで、市民がいつでもどこでも議会中継を見られるようにする。中略

「5」その他

1. 政治倫理条例の制定

公正な市政を行うため、公共事業及び職員採用に対する口利きを禁止した政治倫理条例を制定する。

新議長・副議長
正・副委員長 決定

7月20日からの定例議会初日の議長・副議長選挙において、左のとおり決定しました。

米子市議会議長 吉岡知己

同副議長 松井義夫

監査委員 安田 篤

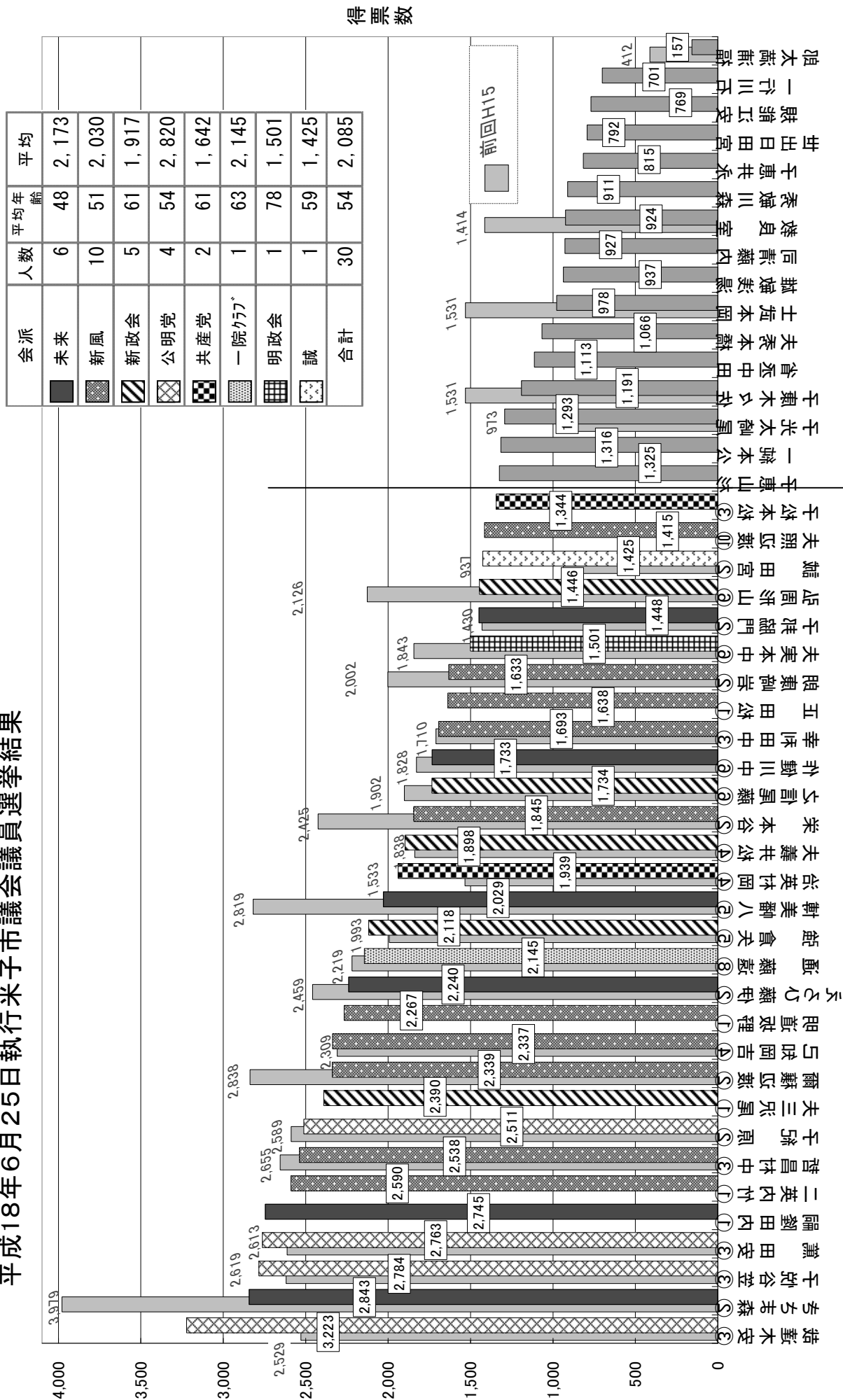
委員会 会派別一覧表

(平成18年7月20日現在)

委員会名	定数	新 風	未 来	新 政 会	公 明 党	共 産 党	一人会派
総務文教委員会	8	◎ 岩崎康朗 渡辺穰爾 渡辺照夫	○ 森 雅幹	山形周弘	安木達哉	岡村英治	遠藤 通
民生環境委員会	8	吉岡知己 松田 正 谷本 栄	◎ 伊藤ひろえ 八幡美博	藤尾信之	笠谷悦子	○ 松本松子	
産業経済委員会	7	○ 野坂道明 中村昌哲	門脇邦子 内田隆嗣	尾沢三夫	◎ 安田 篤		宮田 誠
建設水道委員会	7	○ 竹内英二 中田利幸	中川健作	◎ 矢倉 強 松井義夫	原 紀子		中本 実夫
議会運営委員会	8	◎ 渡辺照夫 渡辺穰爾 谷本 栄	中川健作 森 雅幹	○ 山形周弘	安田 篤		遠藤 通
美保基地問題等調査特別委員会	7	○ 渡辺穰爾 中村昌哲	門脇邦子	◎ 矢倉 強 松井義夫	原 紀子		宮田 誠
中海問題等調査特別委員会	7	○ 岩崎康朗 吉岡知己	◎ 中川健作 伊藤ひろえ	尾沢三夫	安田 篤	松本松子	
行財政改革問題等調査特別委員会	8	渡辺照夫 竹内英二 谷本 栄	森 雅幹	藤尾信之	◎ 安木達哉	○ 岡村英治	遠藤 通
都市機能整備問題等調査特別委員会	8	◎ 中田利幸 松田 正 野坂道明	○ 八幡美博 内田隆嗣	山形周弘	笠谷悦子		中本 実夫

◎=委員長 ○=副委員長

平成18年6月25日執行米子市議会議員選挙結果



7月議会

米子市営葬儀事業

10月末で廃止決定

昭和24年から57年間実施してきた市営葬儀事業が10月末をもって廃止されることが賛成多数で可決されました。

この事業は葬儀に際し、祭壇飾り、霊柩車の運行等を行ってきたのですが、葬祭会館での葬儀が主流になつてくる中、受託件数の減少により赤字基調が改善されないために廃止するという提案でした。

葬祭助成事業の新設

市営葬儀事業の廃止により、葬儀を執り行なうことが困難となるかたを対象に、葬儀費用の一部を助成することになりました。

助成事業の実施期間
平成18年11月1日から平成22年3月31日まで

助成対象者

市が指定する民間の葬祭事業者（協力事業者）に依頼して、自宅、寺院、地域の集会所などで137,000円以下の葬儀を執り行なうかた。

助成の要件

葬儀を執り行なうかたか、亡くなられたかたが米子市内に住所を有し、かつ次のかたすべてが、市県民税非課税であること
・亡くなられたかた、葬儀を執り行なうかた、葬儀を執り行なうかた

と同一世帯のかた、葬儀を執り行なうかたを扶養しているかた、葬儀を執り行なうかたと同一生計のかた

助成額

葬儀支払額の3分の1
限度額：45,600円

森オピニオン(森は反対しました)

病院からご遺体を連れて帰られるにあたり、葬儀社を電話帳等でさがされます。そこで葬儀社は決定です。一生の間に喪主を何度も経験される人は少ないと思います。また、葬儀にあたり、見積もりを取る人も少ないと思います。こういう状況の中では価格の競争は働かないと思います。昔は葬儀社は市営葬儀を含めて社でしたが、電話帳には10社ぐらゐあります。これだけの会社が成り立っているということは、葬儀の形態が開館式に移っているということがあります。葬儀の費用が年々上がっているのではないのでしょうか？「この事業はすべての市民に対し、市が低廉な費用で葬儀を請け負い、市民の利用に供することにより、市民生活の向上に資することを目的」としていました。果たしてこの目的は達成されたのでしょうか？廃止をした後の問題もあります。葬祭助成事業は非課税の世帯等が対象です。市営葬儀はすべての市民が等しく対象となっていました。また、助成の期間も3年間のみとなっています。本当に困っている方への対応はこれで本当によいのでしょうか？このような考え方で反対しました。

米子市犯罪のないまちづくり推進条例が可決制定

「最近の犯罪の多様化、複雑化、巧妙化、低年齢化に伴い、市民の不安が高まり、日常生活の安全、安心が脅かされている現状をかんがみ、犯罪のないまちづくりに関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者等の役割を明らかにすることにより、犯罪のないまちづくりを推進しようとするもの」として提案されました。

条例抜粋

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携を図りながら協働して行われなければならない。

2 犯罪のないまちづくりは、自らの地域は自らで守るという連帯意識と防犯意識のもとに推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。
(一) 市民生活の安全に関する意識を高めるための広報、啓発及び情報提供に関すること。

(二) 犯罪の発生を防止するための地域における市民の自主的な安全活動の促進に関すること。

(三) 前2号に掲げるもののほか、市民生活の安全を確保するために必要な事項

2 前項各号に掲げる施策を実施するため、市は、市を所管する警察署や関係する機関又は団体と緊密な連携を図るものとする。

森オピニオン(森は反対しました)

私はこの2年間防犯対策について、箕畷屋中学校区で青パト隊を発足させるなど積極的に取り組んできました。一見この条例は、防犯対策が一層進むと思えますが、一番大事な点が落ちていました。それは市の役割の中に「防犯のための環境改善」が抜けていることです。他市のこの種の条例の中にはこのことをはっきりと規定していますが、米子市はあえてこのことを入れませんでした。

条例の読み方によつては、「広報・啓発、市民活動の促進、関係団体との連携以外は、市は環境改善など積極的なことは何もしない」宣言条例と読むこともできます。

市民生活が脅かされている今、必要なことは、市がこのことに積極的に取り組む。すなわち、市民と協働で危険地域を発見・特定し、取り除いていくこと―環境改善をしていくことです。まさに条例にあるように市、市民、事業者等の役割を明らかにすることです。

一方、この条例を定めることにより、条例に基づき市が具体的な事業を展開するわけでもありません。

以上のことから、この条例は一見意味のある条例のように見えますが、逆に市が防犯対策を実施しなくてもよい理由をつくることにつながります。以上のことから、反対しました。今後改正を求めていきます。